-平成27年度改正で、どう変わる?相続税・贈与税5

1. 住宅取得等資金贈与の非課税特例の拡充・延長

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、制度の 見直しが行われ、その適用期限も延長されました。

(1) 非課税限度額の見直し

【住宅取得等資金贈与の非課税限度額】

	消費税率 10%が適用される者		左記以外の者(※1)	
契約時期	良質な 住宅用家屋	左記以外の 住宅用家屋(一般)	良質な 住宅用家屋	左記以外の 住宅用家屋 (一般)
~平成 27 年			1,500 万円	1,000 万円
H28年1月~28年9月			1,200 万円	700 万円
H28年10月~29年9月	3,000 万円	2,500 万円	1,200 万円	700 万円
H29年10月~30年9月	1,500 万円	1,000 万円	1,000 万円	500 万円
H30年10月~31年6月	1,200 万円	700 万円	800 万円	300 万円

(※1) 消費税率8%の適用を受けて住宅を取得した者のほか、個人間売買により中古住宅を取得した者

(2) 良質な住宅用家屋の範囲拡充

良質な住宅用家屋の範囲が拡充されました。

(3) 適用期限の延長

上記の改正は、平成27年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金にかかる贈与税について適用されます。また、非課税措置の期限は平成31年6月30日まで延長されます。

2. 結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置の創設

子・孫等の結婚・妊娠・出産・育児を支援するための贈与税の非課税措置が創設されました。

(1) 制度の内容

最大1,000万円までの贈与税が非課税になります。制度の概要は次の通りです。

【結婚・子育て資金一括贈与制度の概要】

項目	適用条件・内容等
(1) 贈与者	受贈者の直系尊属
(2) 受贈者	20 歳以上 50 歳未満の者 (子・孫・ひ孫等)
(3) 拠出方法	贈与者が金銭等を拠出し、金融機関に信託等をして資金管理 契約を締結
(4) 非課税限度額	金銭等 1,000 万円まで(うち結婚費用は 300 万円を限度)
(5) 期間	平成 27 年 4 月 1 日~平成 31 年 3 月 31 日までの拠出
(6) 申告	金融機関を通じて非課税申告書を提出

(2) 結婚・子育て資金の範囲

結婚・子育て資金の範囲は次の通りです。

- ① 結婚に際して支出する婚礼(結婚披露を含む)に要する費用、住居に要する費用及び引越に要する費用のうち一定のもの
- ② 妊娠に要する費用、出産に要する費用、子や孫などの医療費及び保育料のうち一定のもの

(3) 適用期間

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に拠出される結婚・子育て資金に限り適用されます。

3. 教育資金の一括贈与の非課税措置の延長

平成25年4月にスタートした、直系尊属からの教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、一定の見直しを行った上で、その適用期限が平成31年3月31日まで延長されました。

(1) 特例の概要

制度の概要は次のとおりです。

【教育資金一括贈与制度の概要】

項目	適用条件・内容等	
(1)贈与者	受贈者の直系尊属	
(2) 受贈者	30 歳未満の直系卑属 (子・孫・ひ孫等)	
(3) 非課税限度額	金銭等 1,500 万円まで(うち学校等以外は 500 万円を限度)	
(4) 教育資金	①学校等に支払われる入学金その他の金銭 ②学校等以外のものに支払われる金銭のうち一定のもの	
(5) 申告	金融機関を通じて教育資金非課税申告書を提出	
(6) 払出確認	払い出した金銭を教育資金の支払いに充当したことを証す る書類を金融機関に提出	

(2) 改正内容

① 使途の範囲拡大

特例の対象となる教育資金の使途の範囲に通学定期券代、留学渡航費等が加えられます。

② 金融機関への領収証等の提出

領収証等に記載された支払金額が1万円以下で、かつ、その年中における合計支払金額が24万円に達するまでのものについては、領収証等に代えて支払先、支払金額等の明細を記載した書類を提出することが可能となります。

(3) 適用期限

上記(2)②の改正は、平成28年1月1日以後に提出する書類について適用されます。

4. 納税環境整備

(1) 財産債務明細書が財産債務調書へ

財産債務明細書の見直しが行われ、新たに財産債務調書として整備されます。

① 提出基準の見直し

現行の提出基準であるその年分の所得金額が2千万円超であることに加えて、その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が3億円以上であること、または、有価証券等の合計額が1億円以上であることが追加されます。

② 過少申告加算税等の特例

国外財産調書と同様、財産債務調書の提出の有無等により、所得税または相続税に係る 過少申告加算税等が加減算されます。

③ 適用時期

この改正は、平成28年1月1日以降に提出すべき財産債務調書について適用されます。

(2) マイナンバーが付された預貯金情報の効率的な利用措置

番号利用法の改正にあわせて国税通則法が改正され、銀行等に対しマイナンバー (個人番号)によって検索できる状態で預貯金情報を管理する義務が課されます。

【マイナンバーに係る今後の予定】

平成 27 年 10 月	マイナンバー通知	
平成 28 年 1月	マイナンバーの利用開始・個人番号カードの交付開始	
平成 30 年 1月	マイナンバーが付された預金情報の利用開始	
平成 33 年 頃	更なる付番促進策について検討	

これにより口座所有者は平成30年以降、銀行等からマイナンバーの告知を求められることになりますが、移行期間の措置として、当面の間は、告知義務は課されません。 ただし、平成33年を目途に口座所有者に対する告知義務導入が検討されています。